

告 示

埼玉県告示第千六百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第四項の規定により、特定非営利活動法人の合併に係る認証について次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、合併趣旨書並びに合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十二月五日
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人北本市手をつなぐ育成会
- 三 代表者の氏名
村田 則弘
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北本市緑四丁目百九十七番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、在宅の障害者に対し、身近な地域で通所により必要な自立訓練や授産活動の場として障害福祉サービス事業所の運営及び支援を行い、障害者の社会参加を促進することで福祉の増進に寄与することを目的とする。